

有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資産	割合	割合
一 建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）でその建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十	百分の十二
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の二十	百分の二十四
三 船舶又は車両及び運搬具で	百分の二十	百分の二十四

、その製作の後事業の用に供
されたことのないもの

2 前項の規定は、連結確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十六条の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に、第十八条の二第一項に規定する特定激甚災害地域（次項において「特定激甚災害地域」という。）内において、同条第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅（以下この項及び次項において「被災者向け優良賃貸住宅」という。）で新築されたものを取得し、又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項及び次項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該被災者向け優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該被災者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に次の各号に掲げる被災者向け優良賃

貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。
）との合計額（第二十六条の五第一項の規定により読み替えられた租
税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第
一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償
却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける法人税法の規
定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という
。）が三十五年未満であるもの、百分の四十（平成三十一年四月一日
から令和三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものにつ
いては、百分の二十）

二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける耐用年数が三
十五年以上であるもの、百分の五十六（平成三十一年四月一日から令
和三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては
、百分の二十八）

2

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子
法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下こ
の項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合
併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当
該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、
残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物
分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年
度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から
引継ぎを受けた場合」という。）には、第十八条の二第一項の規定）の
適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを特定激
甚災害地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に
供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前
項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、こ
れを当該供用日に当該特定激甚災害地域内において当該連結親法人又は
その連結子法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用
する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、
当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた
場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該
連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の再投資等準備金)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同法第九項（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けたもの（次に掲げる要件（租税特別措置法第六十八条あつては、第一号及び第二号に掲げる要件）の全てを満たすものに限る。）が、適用年度において、当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画（以下この条において「認定復興推進計画」という。）に定められた東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項に規定する復興産業集積区域（第二号及び第四項第二号において「特定復興産業集積区域」という。）内において当該認定復興推進計画に定められた同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業（以下この条において「産業集積事業」という。）の用に供する減価償却資産（機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物に限る。第三号及び第六項第八号において同じ。）の新設、増設又は更新に要する支出に充てるため、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額として政令で定める金額以下（以下この項において「規定金額」という。）の金額を損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決

算において費用又は損失として経理することをいう。第二十六条の八第一項及び第二十七条第一項において同じ。）の方法により再投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により再投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該適用年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その設立の日が当該認定地方公共団体が作成した復興推進計画につき東日本大震災復興特別区域法第四条第九項の認定があった日以後であること。

二 当該特定復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
三 当該指定があつた日を含む連結事業年度（当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定があつた日を含む事業年度）において取得又は製作若しくは建設をした当該産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円以上であること。

2 前項に規定する適用年度とは、同項の指定があつた日から同日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む各連結事業年度（第二十五条の三から第二十五条の三の三までの規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）をいう。

3 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人（第十八条の三第一項の規定の適用を受けたものを含む。）の第一項の指定の日以後十年を経過した日を含む連結事業年度（その経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された再投資等準備金の金額（当該基準連結事業年度等以後の各連結事業年度終了の日において同条第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額（以下この項において「単体再投資等準備金の金額」という。）があ

る場合には当該単体再投資等準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）がある場合には、当該再投資等準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十（平成二十八年四月一日以後に第一項の指定を受けた連結親法人又はその連結子法人にあっては、六十）で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された再投資等準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4

第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該再投資等準備金に係る産業集積事業を廃止した場合、その廃止の日における再投資等準備金の金額

二 特定復興産業集積区域内事業所（第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた特定復興産業集積区域内にある本店、工場その他の事業所をいう。第六項第七号において同じ。）を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その有しないこととなった日における再投資等準備金の金額

三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）で

- ある場合の当該合併に限る。)により合併法人に産業集積事業の全部を移転した場合、その合併の直前における再投資等準備金の金額
- 四 東日本大震災復興特別区域法第九条の規定により第一項第一号の認定が取り消された場合、その取り消された日における再投資等準備金の金額
- 五 東日本大震災復興特別区域法第四十条第二項において準用する同法第三十七条第三項の規定により第一項の指定が取り消された場合、その取り消された日における再投資等準備金の金額
- 六 解散した場合(合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。)その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する再投資等準備金の金額
- 七 前項及び前各号の場合以外の場合において再投資等準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における再投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 5 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。
- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人
- 四 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人
- 五 次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人
- イ 第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定
- ロ 第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定
- ハ 第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定に係る第二十

六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

六 第一項の指定を受けた連結法人が同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業以外の事業を行う連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

七 第一項の指定を受けた連結法人が特定復興産業集積区域内事業所以外の事業所（産業集積事業に係る主たる業務を行わないことその他の要件を満たす事業所として財務省令で定める事業所を除く。）を有する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

八 第一項の指定を受けた連結法人（同項に規定する中小連結法人その他の政令で定めるものに限る。）の次に掲げる連結事業年度のいずれにも該当する連結事業年度における当該指定を受けた連結法人

イ 第一項の指定があつた日を含む連結事業年度（当該指定があつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該指定日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合においては、「指定連結事業年度」という。）において取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で同項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が三千万円に満たない場合における各連結事業年度

ロ 指定連結事業年度開始の日から当該連結事業年度終了の日（当該終了の日が当該開始の日以後三年を経過する日後である場合には、同日）までの間に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産で第一項の認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に定められた産業集積事業の用に供するものの取得価額の合計額が五千万円に満たない場合における当該連結事業年度

7 租税特別措置法第六十八条の四十六第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人

に産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格合併直前における再投資等準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の再投資等準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）とみなす。

9| 前項又は第十八条の三第七項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10| 第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割により分割承継法人に当該再投資等準備金に係る産業集積事業の全部を移転した場合には、その適格分割型分割直前における再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた再投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第一項の再投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の再投資等準備金の金額）とみなす。

11| 前項の場合において、第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割型分割の日の前日を当該連結事業年度

終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割型分割の日の前日までの期間の月数」とする。

12 第十項又は第十八条の三第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、第十項又は同条第九項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割型分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

13 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項、第三項及び第四項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第四項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の再投資設備等の特別償却）

第二十六条の四 前条第一項の再投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を含む。）の金額を有する連結親法人又はその連結子法人が、当該再投資等準備金に係る特定復興産業集積区域（前条第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。）内において当該再投資等準備金に係る産業集積事業（前条第一項に規定する産業集積事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供する減価償却資産の新設、増設又は更新をする場合において、当該新設、増設若しくは更新に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この項及び第三項において「再投資設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再投資設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定復興産業集積区域内において当該産業集積事業の用に供し

たとき（所有権移転外リース取引により取得した当該再投資設備等をその用に供した場合を除く。）は、当該産業集積事業の用に供した日を含む連結事業年度（第一号において「供用年度」という。）の当該再投資設備等に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再投資設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。）との合計額とする。

一 前連結事業年度等（前条第三項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この号において同じ。）から繰り越された同条第一項の再投資等準備金の金額（第十八条の三第一項の再投資等準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の再投資等準備金の金額を含むものとし、前連結事業年度等の終了の日までに前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額（第十八条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。）のうち、当該供用年度において前条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額に相当する金額

二 当該再投資設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

2| 前項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

3| 第一項の規定は、前条第一項の再投資等準備金を積み立てた連結事業年度以後の各連結事業年度（その積み立てた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その積み立てた連結事業年度後の各事業年度）の連結確定申告書（その積み立てた連結事業年度後の各事業年度にあっては、確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の三第一項の再投資等準備金を有する連結親法人又はその連結子法人については、同項の再投資等準備金を積み立てた事業年度以

後の各事業年度（その積み立てた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度）の確定申告書（その積み立てた事業年度以後の各連結事業年度にあつては、連結確定申告書）に同項の再投資等準備金の明細書の添付がある場合）で、かつ、第一項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、再投資設備等に係る償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの添付がない連結確定申告書等（これらの添付がない確定申告書を含む。）の提出があつた場合においても、これらの添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、これらの明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の二の四第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二の二第一項、第二十六条の二の三第一項、第二十六条の二の四第一項、第二十六条の二の五第一項、第二十六条の二の六第一項、第二十六条の二の七第一項、第二十六条の二の八第一項、第二十六条の二の九第一項、第二十六条の二の十第一項、第二十六条の二の十一第一項、第二十六条の二の十二第一項、第二十六条の二の十三第一項、第二十六条の二の十四第一項、第二十六条の二の十五第一項、第二十六条の二の十六第一項、第二十六条の二の十七第一項、第二十六条の二の十八第一項、第二十六条の二の十九第一項、第二十六条の二の二十第一項、第二十六条の二の二十一第一項、第二十六条の二の二十二第一項、第二十六条の二の二十三第一項、第二十六条の二の二十四第一項、第二十六条の二の二十五第一項、第二十六条の二の二十六第一項、第二十六条の二の二十七第一項、第二十六条の二の二十八第一項、第二十六条の二の二十九第一項、第二十六条の二の三十第一項、第二十六条の二の三十一第一項、第二十六条の二の三十二第一項、第二十六条の二の三十三第一項、第二十六条の二の三十四第一項、第二十六条の二の三十五第一項、第二十六条の二の三十六第一項、第二十六条の二の三十七第一項、第二十六条の二の三十八第一項、第二十六条の二の三十九第一項、第二十六条の二の四十第一項、第二十六条の二の四十一第一項、第二十六条の二の四十二第一項、第二十六条の二の四十三第一項、第二十六条の二の四十四第一項、第二十六条の二の四十五第一項、第二十六条の二の四十六第一項、第二十六条の二の四十七第一項、第二十六条の二の四十八第一項、第二十六条の二の四十九第一項、第二十六条の二の五十第一項、第二十六条の二の五十一第一項、第二十六条の二の五十二第一項、第二十六条の二の五十三第一項、第二十六条の二の五十四第一項、第二十六条の二の五十五第一項、第二十六条の二の五十六第一項、第二十六条の二の五十七第一項、第二十六条の二の五十八第一項、第二十六条の二の五十九第一項、第二十六条の二の六十第一項、第二十六条の二の六十一第一項、第二十六条の二の六十二第一項、第二十六条の二の六十三第一項、第二十六条の二の六十四第一項、第二十六条の二の六十五第一項、第二十六条の二の六十六第一項、第二十六条の二の六十七第一項、第二十六条の二の六十八第一項、第二十六条の二の六十九第一項、第二十六条の二の七十第一項、第二十六条の二の七十一第一項、第二十六条の二の七十二第一項、第二十六条の二の七十三第一項、第二十六条の二の七十四第一項、第二十六条の二の七十五第一項、第二十六条の二の七十六第一項、第二十六条の二の七十七第一項、第二十六条の二の七十八第一項、第二十六条の二の七十九第一項、第二十六条の二の八十第一項、第二十六条の二の八十一第一項、第二十六条の二の八十二第一項、第二十六条の二の八十三第一項、第二十六条の二の八十四第一項、第二十六条の二の八十五第一項、第二十六条の二の八十六第一項、第二十六条の二の八十七第一項、第二十六条の二の八十八第一項、第二十六条の二の八十九第一項、第二十六条の二の九十第一項、第二十六条の二の九十一第一項、第二十六条の二の九十二第一項、第二十六条の二の九十三第一項、第二十六条の二の九十四第一項、第二十六条の二の九十五第一項、第二十六条の二の九十六第一項、第二十六条の二の九十七第一項、第二十六条の二の九十八第一項、第二十六条の二の九十九第一項、第二十六条の二の百第一項、第二十六条の二の百第一項若しくは第二十六条の四第一項」とあるのは、「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるの

は「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項の規定に適用する規定」
と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十八条の二の三第一項、第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項の規定に適用する単体特例規定を含む」と、
「第六十八条の十八の規定」
とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項の規定に適用する連結特例規定」と、
「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十八条の五第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の二第二項若しくは第十八条の五第一項の規定に適用する単体特例規定」と、
「法人税法」と、同条第五項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十八条の二の三第一項、第十八条の五第一項、第十八条の二の三第一項、第十七条の二第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項の規定に適用する単体特例規定。」として、同条の規定を適用する。
2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の準備金方式による特別償却)

第二十六条の六 第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定の適用を受けることができる連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人については、租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の特別償却に関する規定には第二十五条の二第一

項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定を含むものと、当該連結親法人又はその連結子法人が連結事業年度に該当しない事業年度に提出した青色申告書以外の確定申告書は青色申告書とそれぞれみなして、同法第六十八条の四十一の規定を適用する。この場合において、同条における同法第五十二条の三の規定は、第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される同法第五十二条の三の規定とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第二十六条の七 第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受けることができる減価償却資産については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(第四号において「震災特例法」という。)(第二十五条の二から第二十五条の二の三まで、第二十五条の五から第二十六条の二まで若しくは第二十六条の四の規定」と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(連結法人の福島再開投資等準備金)

第二十六条の八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者が該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。)に係る積立期間(当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業(以下この条において「避難解除等区域復興

興再生推進事業」という。)を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第九項において同じ。)内の日を含む各連結事業年度において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用(第一号及び第九項において「施設新設等費用」という。)の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたとき(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときを含む。)は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額(次号イにおいて「投資予定額」という。)の二分の一に相当する金額

二 当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 投資予定額

ロ 当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度(当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下第四項までにおいて「前連結事業年度等」という。)から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額(第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項の福島再開投資等準備金の金額(ロにおいて「単体福島再開投資等準備金の金額」という。)がある場合には、当該単体福島再開投資等準備金の金額を含む。以下この条において同じ。)に相当する金額

2

前項の福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。

()を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額が当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る前項第二号イに掲げる金額を超えるときは、その超える金額と当該福島再開投資等準備金の金額(その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額(同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。))又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額(同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。))がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)とのうちいずれか少ない金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の計算上、益金の額に算入する。

3

第一項の福島再開投資等準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。))を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が各連結事業年度において次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額(当該各連結事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額)のうち当該各号に定める金額の合計額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の計算上、益金の額に算入する。

一 第二十五条の二の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定機械装置等(以下この号及び次号において「特定機械装置等」という。)の償却費として当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から当該特定機械装置等の同項に規定する普通償却限度額を控除した金額の合計額

二 第二十五条の二の二第二項の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定 これらの規定の適用を受ける特定機械装置等の償却費として当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に

算入される金額から当該特定機械装置等のこれらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額を控除した金額の合計額

三 第二十五条の二の二第一項の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 これらの規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

4 第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間の末日の翌日以後二年を経過する日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額がある場合には、当該福島再開投資等準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該基準連結事業年度等において前二項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額）に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額から当該各連結事業年度において前項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額を控除した金額（当該控除した金額が当該各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（当該各連結事業年度において前二項の規定により益金の額に算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える場合には、当該福島再開投資等準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む

。を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割により当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業を廃止した場合、その廃止の日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。イにおいて同じ。）、分割又は譲渡により避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合、その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合、避難解除等区域復興再生推進事業を移転した日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

三 福島復興再生特別措置法第二十条第六項の規定により認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を取り消された場合、その取り消された日における当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する福島再開投資等準備金の金額

五 前三項及び前各号の場合以外の場合において福島再開投資等準備金

の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における福島再開投資等準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6| 第四項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7| 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

8| 租税特別措置法第六十八条の四十六第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分割により分割承継法人に当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転する場合において、当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る施設新設等費用の支出に充てるため、当該適格分割の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定するいづれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

10| 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割の日以後二月以内に同項の福島再開投資等準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11| 第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む

を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合には、その適格合併直前における福島再開投資等準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

12 前項又は第十八条の八第十項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十八項の規定は、適用しない。

13 第十一項又は第十八条の八第十項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十一項又は同条第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、その有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

14 第一項又は第九項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除